

一回目

通告に従い、一回目の質問をいたします。

4月1日に、「市民参加推進条例」と「男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」が施行され、約半年が過ぎました。これらの条例が施行されたことは、菅原市政の中では評価に値することであったと思いますが、条例は、施行されるだけでは価値がありません。条例に基づき、施策や事業がどれだけ進捗したかによって、真の存在価値が生まれます。そこで、これらの条例に基づいた取り組みがどのようになっているかを検証しつつ、今後の展望についてお尋ねいたします。

まず、「男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」に基づいた事業についてお伺いいたします。

「こども・女性支援ネットワーク」についてお伺いいたします。

このネットワークは、「ドメスティック・バイオレンス」略して「DV」に関しては、条例の第1章、第3条(男女の人権の尊重)「男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力行為(精神的な苦痛を与える行為を含む)又はセクシュアル・ハラスメントを受けることなく、ともに一人の自立した個人としての尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱をうけないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されることを旨として、行なわなければならない。」と、第13条(性別による人権侵害の禁止)「何人も、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力行為を行ってはならない。」とに基づいた事業として、男女共同参画課が担当部局となり、設置されたと理解しています。

また、こどもに対する支援としては、「児童虐待防止法」を踏まえた児童虐待並びに早期療育を必要とする児童の早期発見と防止を目的に、児童家庭課が担当部局となり、事務局を兼

ねていると聞いています。

このように児童虐待については児童家庭課がDVに関しては男女共同参画課が、それぞれ担当部局となり、ともに協力してネットワークを設置したことは、部局の縦割りを越えた庁内の連携として、たいへん望ましいことであり、今後の活動に期待したいと思います。

そこで、ネットワーク設置後の動き、並びに今後の活動見通しについてお答え下さい。

次ぎに市立病院における「女性専門外来」の設置について、条例に則してお尋ねいたします。

条例の第1章、第8条(性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮)では、「男女共同参画の推進に当っては、男女が、対等な関係の下に、互いに性に関して理解し、及び個人の意思が尊重され、並びに女性が、生涯にわたって、性及び生殖に関して健康な生活を送ることができるように配慮されなければならない。」となっており、この条文は、他都市の条例と比べて、本市条例の大きな特徴の一つといえます。

この条文は、1994年にエジプトで開かれた国際人口開発会議で合意され、北京の世界女性会議で確認された「リプロダクティブヘルス・アンド・ライツ」略して「リプロ」と言われていますが、「初潮から、思春期、避妊、不妊、妊娠、人工妊娠中絶、出産、更年期、閉経、性感染症までを含む一生を通じた女性の健康と、性と生殖に関して自己決定権を持つことは、全ての人々の基本的人権である」という考え方に基づいて、条例に書き込まれたものです。

この「リプロ」の考え方から、医療の現場においても、近年「gender specific medicine」という概念が生まれてきたことによって、新しい医療のあり方のひとつとして考え出されたのが「女性専門外来」です。

「gender specific medicine」は、「性差を考慮した医療」と訳され、本来の生理機能や加齢変化にも男女差があるという考え方に基づいて、同一疾患であっても男女ではその病体、症状の発症や治療効果などさまざまなものが異なっていることに着目した医療と考えられます。

この外来は、女性臓器疾患や女性生理と関連した疾患および病態、特に女性ホルモンの分泌と関連した疾患や病態、たとえば、甲状腺疾患、骨粗鬆症、膠原病、アルツハイマー型痴呆、乳ガン、更年期障害などを対象としています。

このような「女性専門外来」について、先程述べた条文を含む「男女共同参画推進条例」を制定した旭川市の市立病院として、どのような認識をお持ちですか？お答え下さい。

さて、条例の第1章、第6条(家庭生活における活動と他の活動の両立)では、「男女共同参画の推進は、家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行なうことができるようにすることを旨として、行なわれなければならない。」として、女性も男性も、子育てと社会的活動が両立できるようにしていくべきであると述べられています。このような視点から、本市における「保育行政の総合的な考え方」についてお伺いいたします。

「健やかに育てる児童福祉の充実」の保険福祉部所管の事業決算について、「地域子育て支援センター事業費」「私立無認可保育所運営費補助金」「一時的保育事業費補助金」「延長保育等事業費」「休日保育事業費」について、決算と事業の効果、今後の見通しと課題につい

て、お答え下さい。

相談体制について、伺いいたします。

「男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」が、平成13年12月に公募4人を含めた12人の委員による検討委員会を設置し、13回にわたる検討会を公開で行ない、その都度、市民団体の意見を委員会へ反映させ、また中間報告に対する市民の意見を聴く会の開催やパブリックコメントの実施など、「市民参加推進条例」に先駆けた市民参加の取組みを通して制定されたことは、市民参加の具体的な良い先例といえます。

ところで、検討委員会が提出した「条例に盛り込むべき事項」の中の、「8、市の基本的施策(3)相談・苦情の申出」に、「この条例が本市の男女共同参画を推進する上で、実効性を高めるものとなるためには、男女共同参画を阻害するような問題についての相談・苦情処理の仕組みを設けていくことが重要と考えます。」という観点から、「市は、男女共同参画を阻害する問題に関する相談のための窓口を置き、関係機関と連携し、適切な助言を行なうなどの措置を講ずること」という提言がありますが、条例文からは、すっぱり抜け落ちています。なぜなのかをお答え下さい。

最後に「市民参加推進条例」に基づいた事業展開について伺います。

条例第1章、第4条(市の責務)に基づき、条例施行4月以降、行なわれた事業における市民参加の取組み状況と今後の課題についてお答え下さい。

NPOとの協働については、現在、「行財政改革懇話会」において、検討中であり、結論が出ていないことから、今後の課題とさせていただきます。